

令和3年2月5日

保護者 様

埼玉県立滑川総合高等学校長 道祖土 悟

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言  
の期間延長に伴う学校の対応について

向春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染者の急激な増加を受け、2月2日、国は一都三県を含む10都府県を対象に、緊急事態宣言を3月7日まで延長することを決定しました。これに基づき、本県では「緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応」が決定されました。

このことを受けて、感染予防・拡大防止について、再度ご家庭でも確認いただき、下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

**1 登下校時の3密の回避について**

電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、緊急事態宣言の発令中は、始業時間を1時間繰り下げ、40分6時間授業を行います。学校の登下校時には飲食等をせずにすみやかに登下校するようにご指導をお願いします。

**2 感染予防のさらなる徹底について**

普段からの基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）を家庭でもご指導いただきますようお願いいたします。

学校へ登校する際は、登校前に必ず健康観察及び検温を行い、新型コロナウイルス感染症が疑われる風邪症状・倦怠感・発熱がある場合には、登校させないようにしてください。感染症の疑いがある場合には、出席停止となります。

また、登校後に体調不良を訴えられた場合には、早退をさせますが、その際は保護者の方に学校まで迎えに来ていただくようお願いしております。

さらに、お子様に風邪症状がみられる場合はもちろんのこと、同居するご家族に新型コロナウイルス感染の疑いがある場合も、出席停止となりますので、新型コロナウイルス感染の疑いが解消するまで、自宅で待機していただきますようお願い致します。

**3 部活動について**

部活動に関しては原則中止となります。ただし、高体連等が主催する公式戦などがある場合は14日前から活動を認めています。

**4 卒業式について**

本校の卒業式（3月11日（木））は、卒業生および教職員のみで実施します。当日、1・2年次生は臨時休業となります。